

企画競争説明書

業務名称：インドネシア国地方道路維持管理能力向上プロジェクト

案件番号：18a00002

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2019年6月19日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2019年6月19日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：インドネシア国地方道路維持管理能力向上プロジェクト
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり
- (3) 適用される契約約款難型：
(○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2019年8月下旬 ～ 2022年9月下旬

4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第一課 関谷 貴子 Sekiya.Takako@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則(調)第 8 号)第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程(調)第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成 31・32・33 年度全省庁統一資格を有すること。

【経過措置】

2019 年 4 月 1 日以降の公示案件については、「簡易審査」を廃止します。ただし、2019 年 9 月 30 日までの公示案件について、経過措置を設け、以下の資格等により、平成 31・32・33 年度全省庁統一資格を代替することを認めます。

- 1) 平成 28・29・30 年度全省庁統一資格
- 2) 機構が 2019 年 3 月までに付与した「整理番号」の所有者

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加

資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2019年6月26日 12時

(2) 提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2019年7月2日（火）までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2019年7月12日（金） 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部
見積書 正1部 写 1部

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき

5) 虚偽の内容が記載されているとき

6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

a) 旅費（航空賃）

b) 旅費（その他：戦争特約保険料）

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

e) その他（以下に記載の経費）

①以下の供与機材

- (ア) 舗装補修工事用締固め機材 2台
- (イ) アスファルトカッター 2台
- (ウ) クラックシール用スプレー 10本
- (エ) (簡易) IRI 測定器 2台
- (オ) 測定用車両 2台
- (カ) 道路データベース (ライセンス・サーバー・ソフトウェア・PC等) 一式

②パイロットサイトへの航空賃

3) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) IDR 1 = 0.007620 円
- b) US\$ 1 = 109.386000 円
- c) EUR 1 = 122.104 000 円

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／道路維持管理
- b) 道路データベース

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 24.50 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) \div \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年7月31日（水）までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に

係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関

連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：道路維持管理、道路データベースに係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／道路維持管理

➤ 道路データベース

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／道路維持管理）】

a) 類似業務経験の分野：道路維持管理に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：インドネシア国及び全途上国

c) 語学能力：英語

d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 道路データベース】

a) 類似業務経験の分野：舗装点検・舗装補修に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：インドネシア国及び全途上国

c) 語学能力：語学評価せず

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／道路維持管理</u>	(27.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	(-)	(11.00)
ア) 類似業務の経験		4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1.00
ウ) 語学力		2.00
エ) 業務主任者等としての経験		2.00
オ) その他学位、資格等		2.00
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(7.00)	(12.00)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7.00	7.00
イ) 業務管理体制	-	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>道路データベース</u>	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	11.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	-	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期： 2019年7月22日（月） 14：00～16：30
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施場所：当機構本部（麹町） 208会議室
3. 実施方法：
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
 - （3）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。
 - a) 電話会議
通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
 - b) Skype等のインターネット環境を使用する会議
競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注）当機構在外事務所の JICA-Net の使用は認めません。

以 上

第3 特記仕様書案

1. プロジェクトの背景

インドネシアの道路総延長は約524千kmであり、その内約9割を地方道路（州道：約1割、県/市道：約8割）が占めている。国道は、その約9割で安定的な状態※1で管理されているが、州道は7割程度、県/市道は約6割程度しかその水準を満たしていない。

原因として、維持管理のための予算不足、維持管理・予算作成システムの不備による不適切な予算配賦、維持管理のノウハウの欠如などが挙げられる。具体的には、公共事業・国民住宅省（MPWH）は、地方自治体から中央政府に対する道路維持管理に関する特別補助金の予算申請及び執行に係る支援業務を担当しているが、予算申請に要する調書※2が各自自治体で統一されていないこともあり、適切な予算配分ができていない。地方自治体においても、道路維持管理に要するデータを一元的に管理するデータベース未構築により、点検及び補修の履歴情報が適切にストックされていないため、適時な補修ができておらず、結果として同じ箇所を頻繁に損傷が発生する事例も生じている。

かかる状況を改善すべく、「国家中期開発計画（RPJMN：2015-2019）」において、州道および県/市道全体のそれぞれ75% および65% を安定的な状態に到達させることを目標とするとともに、MPWHは、地方道路の維持管理の現状を把握し、適切な計画、維持管理、予算作成システムの構築を地方自治体と連携して実施すべく、官房地方インフラ開発センターを省内に新設したところであるが、その機能は脆弱であるため、官房地方インフラ開発センターの業務遂行能力向上を図る本プロジェクトに対するニーズは極めて高い。したがって、地方道路の円滑かつ適切な維持管理を目指した本プロジェクトは、同国の開発計画の内容に合致している。また我が国企業の製品や技術を活用し、当該分野を含め同国が抱える開発課題の解決への有効性を検証し、同企業の海外展開を含む生産性向上に資することが期待される。

※1道路状態は、Good、Moderate、Damaged、Seriously Damagedの4段階で評価されており、安定的な状態をModerate以上（GoodとModerateを合わせた割合）として記載する。

※2地方自治体は、予算の申請書とともに道路インベントリーデータ及び点検調書のハードコピーをMPWHに提出している。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

地方道路維持管理能力向上プロジェクト

(2) 上位目標

パイロット地域における地方道路が持続的に維持管理されるとともに、本プロジェクトの実施手法が同地域外の地方道路に普及される。

(3) プロジェクト目標

官房地方インフラ開発センター主導のもと、パイロット地域における地方道路維持管理事業が円滑に実施される。

(4) 期待される成果

成果1：官房地方インフラ開発センターの業務遂行能力※が向上する。

※具体的な活動として、地方道路行政にかかる標準業務手順（SOP）を策定すること等により、能力向上を図る予定である。

成果2：パイロット地域において、対象自治体の地方道路維持管理計画の策定プロセスが強化される。

成果3：パイロット事業※を通じて、対象自治体で地方道路維持管理の実践的な技術手法が開発される。

※詳細は業務開始後に決定する予定であるが、簡易な道路補修工事を想定している。

(5) 活動の概要

【成果1に係る活動】

1-1：官房地方インフラ開発センターの役割、人員、技術レベルなどを確認する。

1-2：地方道路維持管理の現状・課題を把握する。

1-3：官房地方インフラ開発センターおよび対象自治体との定例会議を開催する。

1-4：全国地方道路のデータベース・フレームワークを作成する。

1-5：全国地方道路の開発政策にかかる方向性を準備する。

1-6：地方道路維持管理にかかる予算配分計画（提案）を作成する。

1-7：官房地方インフラ開発センターと協力し、パイロット事業の結果に基づいて、地方道路行政にかかる標準業務手順（SOP）を策定する。

1-8：他地域の地方自治体を対象にして、広域展開セミナーを開催する。

【成果2に係る活動】

2-1：パイロット地域を選定し、対象自治体の役割、人員、技術レベルなどを確認する。

2-2：パイロット地域における地方道路維持管理の現状・課題を把握する。

2-3：パイロット地域における道路点検を実施する。

2-4：パイロット地域における地方道路維持管理のデータベースを整備する。

2-5：官房地方インフラ開発センターと連携し、パイロット地域の地方道路維持管理にかかる予算作成手順を検討・確立する。

2-6：官房地方インフラ開発センターと連携し、パイロット地域の中期道路維持管理計画を策定・更新する。

2-7：将来的な地方道路維持管理の需要に基づいて、パイロット地域の予算計画を作成する。

2-8：官房地方インフラ開発センターと連携し、パイロット地域の年次道路維持管理計

画を策定する。

【成果3に係る活動】

3-1：地方道路維持管理にかかるパイロット事業の詳細調査および仕様設計を行う。

3-2：対象自治体によって実施されるパイロット事業を支援する。

3-3：官房地方インフラ開発センターと連携し、パイロット事業の施工監理を行う。

3-4：パイロット事業で抽出される結果（安全・管理面含む）を分析し、取りまとめる。

3-5：既存の道路維持管理マニュアルをレビューし、地方道路維持管理マニュアルを作成する。

3-6：対象自治体の人材育成にかかる技術的な課題を特定する。

3-7：他地域の地方自治体を対象として、パイロット事業の手法、経験、教訓などを共有する

(6) 対象地域

ジャカルタおよびパイロット地域

※パイロット地域に関してはプロジェクト開始後に選定予定である。

(7) 関係官庁・機関

公共事業・国民住宅省官房地方インフラ開発センター、同省道路総局、パイロット事業対象市役所、道路研究所など

※詳細計画策定調査報告書ではC/Pを公共事業・国民住宅省 道路総局 高速道路・都市及び地方道路局としているが、その後に組織改編によりC/Pが変更となっているため留意すること。

3. 業務の目的

本プロジェクトは、パイロット事業を通じて官房地方インフラ開発センターの道路維持管理計画・実施能力を強化することにより、官房地方インフラ開発センター主導のもとパイロット地域での地方道路維持管理事業が円滑に実施されることを図り、もってパイロット地域での持続的な地方道路維持管理および他地域に向けた本プロジェクト実施手法の普及に寄与するものである。

4. 業務の範囲

本業務は、JICAが2019年5月28日にインドネシア側と締結したRecord of Discussions (R/D)に基づいて実施される「地方道路維持管理能力向上プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

5. 実施方針及び留意事項

本プロジェクトのC/Pとなる官房地方インフラ開発センター道路橋梁整備担当課は地方道路の政策立案や実施モニタリングを主な所掌とし、プログラムマネジメント※に重点を置いている。具体的には地方交付税の配布根拠となる基礎情報の収集や配布、配布後のモニタリングが所掌に含まれている。一方、技術的な支援（維持管理基準の策定や技術指導等）は道路総局または道路研究所が中心的な役割を担っている。以上から本プロジェクトでは①プログラムマネジメント※、②道路維持管理の両側面に留意し、PDCAサイクルを運用すること及びその技術移転を実施予定である。

①プログラムマネジメント※として、官房地方インフラ開発センター道路橋梁整備担当課が主体となり全地方自治体を対象とした特別地方交付金（DAK）等の補助予算の適切な予算配分と執行のサイクル及びそのモニタリングを行う必要がある。

一方、②道路維持管理として、道路総局や道路研究所等が本プロジェクトで導入する技術を主体的に管理し、地方自治体の道路維持管理の持続的な発展を支援する必要がある。

以上から官房地方インフラ開発センター道路橋梁整備担当課を中心としたプログラムマネジメント支援と、官房地方インフラ開発センター道路橋梁整備担当課が道路総局や道路研究所等と連携し、地方自治体が道路維持管理を持続できるような能力強化となるように留意することが重要である。

また上述2.（6）の通り業務開始後にパイロット地域を選定する予定であるが、パイロット地域選定に際しては、本プロジェクト終了後のインドネシア国内における市道への全国展開が可能となるように考慮すること。

※MPWHでは、予算管理と執行、予算配分、維持管理業務の支援の一体を“プログラム”という表現を多用していることから、ここでは「プログラムマネジメント」と定義・記載することとする。

（1）プロジェクトの実施体制及び官房地方インフラ開発センターの役割

本プロジェクトの関係機関は、地方自治体の道路維持管理を統括する官房地方インフラ開発センター、地方道路の維持管理を行う地方自治体がある。また技術指針を策定するためには、道路総局、道路研究所や大学等、外部有識者からの指導・助言を得つつ策定する必要がある。

（2）プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に調整していくことが必要となる場合もある。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められ

る。JICAは、これら提言について遅滞なく検討し、必要な処置（先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等）を取ることをとする。

（３）プロジェクト現地実施体制

- プロジェクト・ディレクター（官房地方インフラ開発センター長）
- 副プロジェクト・ディレクター（道路総局 道路ネットワーク開発局長）
- プロジェクト・マネージャー（官房地方インフラ開発センター道路橋梁整備担当課長）
- プロジェクトメンバー
（国家開発計画省 土地・道路交通課長
道路総局 道路ネットワーク開発局 計画ネットワーク・システム課長
道路総局 道路ネットワーク開発局 データ分析システム開発課長
道路研究所 計画・評価課長、その他）

本プロジェクトの意思決定、進捗管理や関係機関との調整のため、官房地方インフラ開発センター長を議長として、C/P、JICA及びコンサルタントその他必要な関係者で構成される合同調整委員会（Joint Coordination Committee：JCC）を設置し、プロジェクトを実施していく。

（４）C/Pとの共同実施

日常的な業務の実施に当たっては、コンサルタントのみで業務を実施するのではなく、インドネシア側C/Pと密接に共同してプロジェクト活動を進めていくことを基本として、双方が参加する定期的なプロジェクト進捗管理の場を設けることとする。

特に各種基準、マニュアル類の作成等にあたっては、JCCのメンバーも交えたワークショップ等を開催し、合意形成プロセスを確保することとする。

（５）パイロットプロジェクトにおける業務の進め方

① 成果２及び３におけるパイロット地域の選定

プロジェクト開始後に、スケジュールを考慮しつつC/Pと協議のうえ適切なサイトをJCCにて決めることとする。パイロット地域候補の選定については、対象を市（Kota）とすることとしたうえで、１）州都を除く、２）中規模の人口を擁する、３）国家空間計画に国または州の活動・戦略センター等の位置づけを持つ、といった一定の選定基準案を双方で確認したが、より具体的な選定については、再度本体事業開始後にすることとしている。パイロット地域の選定に関しては、先方の意向を尊重して最もプロジェクトのモデルとなるにふさわしい地区を選定すればよいが、KPK（汚職撲滅委員会）から選定方法について指摘を受けないような客観的な説明をインドネシア側と共に整理する必要がある。

② 現地活動時の安全対策

技術移転OJTについては、「ODA建設工事安全管理ガイドンス」の安全管理の基本方針を踏まえて、安全を最優先に実施することとする。特に本プロジェクトの対象が斜面となることや斜面災害が発生している現状を踏まえつつ、供用路線の公衆災害や交通事故等に対する安全に配慮した現地活動を通して、C/Pの安全意識が醸成されるよう指導する。

③ 他ドナーによる道路維持管理に係る協力

DFATの支援による州道路整備・維持管理プログラム（Provincial Road Improvement and Maintenance : PRIM）が州及び県を対象として実施中であるため、DFATとデマケーションを確認し、本プロジェクトは市（Kota）を対象とし、定期的な情報交換を継続することを確認している。については、インドネシア側関係者を通じて、DFATと継続的に情報交換することにより、双方のプロジェクトが重複なく効率的に進めていけるように協力することとする。

④ 交通安全対策に係る活動

詳細計画策定調査時にインドネシア側から事故発生ポイントの特定、道路線形の改善等の交通安全対策を含めて欲しいとの要請があったが、日本側からは交通安全対策を主要な活動とするとプロジェクトの内容が大幅に変わる恐れがあるため、工事中の安全対策を含め、パイロット事業の中で留意すると提言し、理解を得ている。については、パイロットプロジェクトの開始後に、インドネシア側関係者の意向を確認のうえ、安全対策に留意する取り組みを行うこととする。

⑤ 維持管理要求水準の確認

同じ地方道路でも都市道路や生活道路等があり、各々求められる道路の役割や規格が異なるため、維持管理水準も変える必要がある。については、各道路の役割や規格の定義を現行基準に基づき整理したうえで、各々適切な維持管理水準を設定のうえ、点検頻度や手法及び補修工法等についてマニュアルに取り纏めることとする。

(6) 機材の調達

コンサルタントは、業務の実施に必要な以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2017年6月）」に沿って調達する。

我が国企業の製品や技術を活用することが期待されており、当該機材の選定に当っては、インドネシアが抱える開発課題の解決への有効性を検証すること。

1) 貸与機材

業務実施期間中、コンサルタントに無償で貸与する機材については想定していない。

2) 供与機材

本業務では以下の供与機材を想定している。

(ア) 舗装補修工事用締固め機材 2 台

※ポットホール等小規模舗装補修工事用機材として使用予定

(イ) アスファルトカッター 2台

(ウ) クラックシール用スプレー 10本

コンサルタントは業務開始後、現地の状況を踏まえ、上記機材の適切な数量を検討し、仕様を作成し、JICAの承認を得た上で調達を行うこととする。また供与機材はコンサルタントが調達を行うこととするため、必要な経費を本契約の金額に含めることとし、技術移転に適した仕様を検討の上、別見積もりで提示すること。

また業務開始後に変更契約にて以下を追加予定である。

(エ) (簡易) IRI 測定器 2台

(オ) 測定用車両 2台

(カ) 道路データベース (ライセンス・サーバー・ソフトウェア・PC等) 一式

上述2.(6)の通り業務開始後にパイロット地域を選定する予定であるが、現時点での想定として上記数量を想定している。コンサルタントは道路(舗装)マネジメントシステムを含む上記(エ)(オ)(カ)を用いた道路維持管理計画について、調達する機材の仕様も含めてプロポーザルにて提案すること。併せて(エ)(オ)(カ)の供与機材に関して別見積もりで提示すること。なお、業務開始後にC/Pとの協議により機材の数量や提案された機材の仕様等、プロポーザル内容と乖離が生じた場合には、現地の状況を踏まえ、上記機材の適切な数量を検討した上で、調達する機材の仕様を作成し、発注者の承認を得た上で変更契約を行うことが出来るものとする。

現時点での想定は以下の通りであり、参考にすること。

上記(エ)(簡易)IRI測定器に関しては連携して損傷位置情報と損傷度合を把握できる画像情報が入手できるものとする。

上記(オ)測定用車両に関しては、その他の供与機材を設置・積み込むことを想定している。そのため車両自体には測定機能を有することを現時点では想定しておらず、例として4WD仕様のSUV等を想定している。

上記(カ)道路データベースに関しては道路(舗装)マネジメントシステム(PMS)の構築も含めて予定しており、再委託の必要性を含めて検討すること。

(7) 本邦研修について

本プロジェクトでは、2回の本邦研修(各回2週間、8名程度)を予定している。本研修は、日本の道路維持管理分野における経験や教訓を得ることを目的としているものの、プロジェクト終了後の長期的な視点に立ち、日本で活用されている機材やシステムについての知見を得られる場とすることも想定している。

コンサルタントは、現地での業務に加え、本邦研修も活用し技術移転を行うよう留意し、本案件において必要と考えられる研修分野、研修内容、実施時期、実施期間、人数及び想定される受入先(現時点での内諾取付けは不要)があれば、プロポーザルにて提案することとする。

コンサルタントは、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月）」に従い積算すること（当該契約には受入れ、研修監理、研修実施のうち、研修実施のみを含むものとする）。

（8）モニタリングについて

プロジェクト実施にあたっては、定期的に報告・協議すべき共通のモニタリング項目を定めたMonitoring sheet（JICA指定フォーム有・配布資料参照）を基に日常的な事業モニタリングを行うこととする。具体的な項目としては、活動報告のほか、成果発現状況（上位目標への達成見込み含む）、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要素がある。コンサルタントは、6か月に1度を目途に、JCC等での議論もふまえながらC/P機関と共同でMonitoring Sheetを作成し、JICAインドネシア事務所に提出すること。モニタリングのための材料となるベースライン調査と進捗状況調査を行い、評価案と今後の方針を作る「モニタリング・評価」団員を業務従事者に含めることとする。

（9）広報手段の提案

本プロジェクトの意義、活動内容、成果について、インドネシアと日本国内の各層に広く発信すること。このため、以下の項目を参考にしつつ、効果的な広報施策となるようにする。なお、広報活動に要する費用については、再委託費（現地再委託費及び国内再委託費）または一般業務費として計100万円を本契約に含めるものとする。

- 1）現地マスメディアへの発信
- 2）現地関係機関や他援助機関・NGO等への発信
- 3）本邦研修の活用
- 4）セミナー・国際会議等の活用

（10）ジェンダー主流化の取り組み

本プロジェクトでは、ジェンダー視点の具体的な取り組みは行われませんが、適切な道路維持管理作業の定着により、女性を含む歩行者の安全確保、病院等の生活基盤インフラへのアクセス向上に資することが期待される。ベースライン調査等で男女別の歩行者の安全に関する情報や道路使用目的等、ジェンダー視点での間接的な事業効果についても情報収集を行うこと。

また実施機関内の女性職員のプロジェクトへの参画配慮や道路維持管理作業において女性が排除されないための工夫など、可能な範囲でジェンダー視点の取り組みを検討すること。

6. 業務の内容

本業務では以下の業務を実施する（必ずしも時系列の記載にはなっていない）。想定さ

れる業務の工程はR/Dに添付のPO (Plan of Operation) のとおりであるが、より適切な工程がある場合にはプロポーザルに含めて提案すること。

(1) ワーク・プラン、Monitoring Sheetの作成・協議

本プロジェクトにかかる詳細計画策定調査報告書等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等をワーク・プラン及び、Monitoring Sheet (後述)Ver. 1 (案) に取りまとめ、発注者に説明する。同レポートを基に、官房地方インフラ開発センター関係者等と協議、意見交換し、基本的了解を得る。作成されたワーク・プランについては、上記意見交換を踏まえたうえで、その修正版を作成し、再度、官房地方インフラ開発センターと協議、意見交換した上で、最終版として取りまとめ、合意することとする。

Monitoring Sheet (JICA指定フォーム有) については、事業の進捗状況の確認や事業管理上の意思決定の材料とするべく、Ver. 1から6か月おきに先方実施機関と協働で更新版を作成し、JICAインドネシア事務所に提出する。日常のプロジェクト活動の中において、指標に関するデータ収集・PO (Plan of Operation) 及びPDM (Project Design Matrix) に基づく進捗確認を行い、その結果をMonitoring Sheetにまとめること。Monitoring Sheetに記載すべき具体的な項目としては、活動報告のほか、成果発現状況、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要素がある。(以下、この一連の作業を、「モニタリング」という。)

プロジェクト開始時には、最初に行われるキックオフミーティングなどの現地協議において、「モニタリング及び事後評価の実施にかかるJICAの原則」「プロジェクトにおけるモニタリングの位置づけ」「PDMとモニタリングの関連性」「モニタリングと事後評価の関係性」等についてプロジェクト関係者間での理解を図り、C/P側への協力を求めること。またこの段階においては、指標ごとに①指標の定義・補足説明、②プロジェクト開始前の状況、③収集方法・情報源、④収集時期・頻度、⑤指標達成時期、⑥データ収集の担当者(日本側、C/P側双方記載)を整理すること。

プロジェクトの後半では、プロジェクト終了後の持続性も考慮し、C/P主導でデータ収集が実施されることが望ましい。

(2) PDMの指標設定

R/Dに添付のPDMに記載されている上位目標、プロジェクト目標、成果の指標を確定すべく、本プロジェクト開始3ヶ月後を目途に既存の資料、データのレビュー及びJCCメンバーと協議を行う。なお、指標の目標値、基準値が未設定の項目の具体的な数値の設定、必要に応じた項目の追加、変更等については、事前に発注者と協議を行い、合意を得た上で、インドネシア側と協議を行うこと。

(3) JCCの開催

①合同調整委員会 (JCC: Joint Coordinating Committee)

以下の業務を目的に、先方政府が主体となって、6ヶ月に1回の開催頻度を目途にJCCを実施する。JCCの議長は官房地方インフラ開発センター長が務める。

- ・ プロジェクト年次作業計画に係る協議・承認
- ・ プロジェクト年次作業計画の達成状況・進捗状況の評価
- ・ プロジェクト実施プロセスにおける課題に係る検討・意見交換

(4) 本邦研修の実施

本邦研修に関し、コンサルタントが提案する本案件で実施すべき研修内容、受入先及び時期の案について、研修内容、時期を固める。本邦研修の場合、本研修を所管するJICAの国内機関は、研修内容及び研修受入先などから勘案して確定することとする。コンサルタントは、本研修の実施に先立ち、研修内容・日程、受入先との調整、研修員人選等、研修実施期間中及び終了後のフォローを行うこととする。

JICA国内機関の所管調整は、例年10月（第1回）、2月（第2回）、5月（第3回）、8月（最終）頃の計4回実施される。国内機関の状況により、希望時期の受入が不可となる場合もあることから、本邦研修の実施時期・人数については業務開始後早めにJICAに提案すること。提案後の実施時期等の変更も可能であるが、国内機関との調整を要することから速やかにJICAに報告すること。

(5) 事業完了報告書の作成

プロジェクト最終時点で事業完了報告書を取りまとめ、JICAに提出する。

以下の成果1～3に関する方針について、プロポーザルにて提案すること。提案の際には、途上国だけでなく日本国内での経験を踏まえた提案となるように留意すること。

成果1に係る活動

(6) 官房地方インフラ開発センターの役割、人員、技術レベルなどを確認

地方道路維持管理に係る官房地方インフラ開発センターの役割や責任、予算化（点検～計画～予算配賦）、予算執行（作業・工事準備～実施～完了）にかかる業務内容、過去数年の維持管理予算額の推移等を確認し、道路維持管理上の課題・問題点を抽出する。

(7) 地方道路維持管理の現状・課題を把握

ヒアリングやアンケートを実施し、地方道路維持管理の現状・課題を把握する。

(8) 官房地方インフラ開発センターおよび対象自治体との定例会議の開催

本プロジェクトの進捗や課題を双方で共有することにより、認識の齟齬をなくしプロジェクトを円滑に進めることを目的とし、定例会議を開催する。なお、定例会議の頻度やメンバー等については、プロジェクト開始後にJCCで決定することとする。

(9) 全国地方道路データベース・フレームワークの作成

1) 既存の他ドナー道路データベースの検証及び連携

PRIMでは、州道路向けの道路マネジメント・システムとして、PRMS(Provincial Road Management System)というMS Accessを用いた補修費用の将来予測や事業の優先順位付け等を出力するシンプルなシステムが開発されるとともに、同様に県道路向けにKRMS(Kabupaten Road Management System)が開発されている。

一方、PRMSやKRMSはスタンドアロン版のシステムであるため、本プロジェクトで開発予定の市道向けの道路マネジメント・システムも含めて、各システム間のデータ様式の統一性確立や相互連携を図る必要がある。業務開始後に関係機関からPRMS及びKRMSに関する最新情報を入手した上で本プロジェクトとの相互連携を図ること。以上を考慮し、本プロジェクトにおいてデータベース・フレームワークを作成すること。

上述の5. 実施方針及び留意事項(6) 機材の調達に関しても併せて確認すること。なお機材調達の上限額は1,500万円を想定している。

2) PMS検証方法の検討

6.(9)1)の分析結果を基に、官房地方インフラ開発センターのPMS管理者(業務開始後に協議により決定する)及び利用者とPMSの利用方法について検討する。

PMSは舗装補修工事のための予算要求の際に予算の妥当性を説明する根拠として活用できるようにシステムを構築することとする。またインドネシア側が舗装維持管理サイクルにおける当該システムの位置付けを理解したうえで、インドネシア側に適した利用方法を検討することで、真に必要なシステムとして継続的に活用されるものとする。

3) PMSの構築

6.(9)2)で検討した利用方法を基に、構築するシステムの機能を定義し、新たなPMSを構築する。なお、プロジェクト終了後にシステムエンジニアによる特別なメンテナンスが不要であるようなシステムとすることを想定している。

4) PMSへのデータ入力確認

活動2-3で収集された全ての点検データを6.(9)3)で構築したPMSに入力することとする。

5) PMSマニュアル(管理者編・利用者編)案の作成

PMSマニュアル(管理者編・利用者編)を作成する。PMS管理者が、システムエンジニアではなく、一般エンジニアである可能性も予想されることから、システム運用や保守管理が容易にできることを可能にする平易なマニュアル作成が望ましい。また、6.(9)2)で検討した利用方法に基づき、管理者又は利用者が簡単にデータの更新/追加、データ抽出、出力等の作業が行えるよう、実用的なマニュアルとする。

(10) 全国地方道路の開発政策にかかる方向性の準備

(9)で作成されたデータベース・フレームワークに沿って集約されるデータに基づいて全国地方道路の開発政策にかかる方向性を提示する。

(11) 地方道路維持管理にかかる予算配分計画（提案）の作成

上記(10)で作成した全国地方道路の開発政策を基に、地方道路に対する維持管理計画も考慮した上で、地方道路維持管理計画を見直し、必要予算額の算出及び予算要求手続きの支援を実施する。

(12) 官房地方インフラ開発センターと協力し、パイロット事業の結果に基づいた地方道路行政にかかる標準業務手順（SOP）の策定

一連の活動および成果3で抽出されるパイロット事業の結果を適用し、地方道路行政にかかるSOPを策定する。

(13) 他地域の地方自治体を対象にした広域展開セミナーの開催

他地域の地方自治体を対象にして、広域展開セミナーを開催し、年次計画策定手順、パイロット事業の結果などを共有する。

成果2に係る活動

(14) パイロット地域の選定、及び対象自治体の役割、人員、技術レベルなどの確認

5. 実施方針及び留意事項をふまえ、パイロット地域を選定する。選定された対象自治体の役割、人員、技術レベルなどをヒアリングやアンケートを実施し確認する。

(15) パイロット地域における地方道路維持管理の現状・課題の把握

パイロット地域における地方道路維持管理の予算化（点検～計画～予算配賦）、予算執行（作業・工事準備～実施～完了）、及び道路維持管理作業の実施体制などの現状・課題を把握する。

(16) パイロット地域における道路点検の実施

(15)で把握した道路点検における現状・課題をふまえ、パイロット地域における最適な道路点検手法を提案し、C/Pと議論のうえ最終的な道路点検手法を決定する。そのうえで、対象自治体が管理する道路の点検を実施するが、点検する道路種別や延長などについては、決定した点検手法に基づきC/Pとともに決めることとする。

(17) パイロット地域における地方道路維持管理のデータベースの整備

5. 実施方針及び留意事項をふまえ、道路維持管理データベースを整備するが、入力するパラメーターは(16)の点検手法に基づき設定するとともに、システムは(9)で作成されたデータベース・フレームワークとの相互連携を考慮する。

(18) 官房地方インフラ開発センターと連携したパイロット地域の地方道路維持管理に

かかる予算作成手順の検討・確立

(11) で作成した地方道路の予算配分計画をふまえ、パイロット地域で求められる予算要求の根拠となる項目や指標を検討する。また、その項目や指標を(17)のデータを有効に活用して抽出する手順を検討・確立する。

(19) 官房地方インフラ開発センターと連携したパイロット地域の中期道路維持管理計画の策定・更新

(10)、(11) で作成した開発政策や予算配分計画などに基づき、パイロット地域における中期道路維持管理計画を策定・更新する。

(20) 将来的な地方道路維持管理の需要に基づくパイロット地域の予算計画の作成

(19) で作成した中期道路維持管理計画に基づき、官房地方インフラ開発センターに提出するための予算計画を(18)で確立した手順に沿って作成する。

(21) 官房地方インフラ開発センターと連携したパイロット地域の年次道路維持管理計画の策定

(20) で作成した予算計画と整合性のとれた同地域の年次事業計画を策定する。

成果3に係る活動

(22) 地方道路維持管理にかかるパイロット事業の詳細調査および仕様設計

成果2に係る活動に基づき選定された道路において、パイロット事業として補修工事を行うが、実施にあたり必要となる図面や仕様書などを作成するための詳細調査および仕様設計を行う。なお、仕様設計を検討する際には、パイロット地域における対象路線の特性や周辺環境（交通状況、道路整備計画との連携等）に留意した技術の適用性について十分に検討する。

(23) 対象自治体によって実施されるパイロット事業の支援

パイロット事業を5. 実施方針及び留意事項に基づき、C/Pが実施するにあたって、入札補助などの支援を行う。

(24) 官房地方インフラ開発センターと連携したパイロット事業の施工監理

(15) で把握した施工監理における現状・課題をふまえ、パイロット事業における最適な施工監理手法を提案し、WGにてC/Pと議論のうえ最終的な施工監理手法を決定する。なお、施工監理を漏れなく効率的に行うため、現場チェックリストを作成することなども検討する。

(25) パイロット事業で抽出される結果（安全・管理面含む）の分析、及び取りまとめ

パイロット事業終了後に、工事中の安全対策や管理体制なども含めて、結果を分析のうえ、取りまとめる。

(26) 既存の道路維持管理マニュアルをレビュー、及び地方道路維持管理マニュアルを作成

既存の道路維持管理マニュアルをレビュー及び(25)の結果をふまえて、技術的な地方維持管理マニュアルの作成を行う。

(27) 対象自治体の人材育成にかかる技術的な課題の特定

(26)で参照したその内容と比較しつつ、人材育成にかかる技術的な課題を特定する。

(28) 他地域の地方自治体を対象としたパイロット事業の手法、経験、教訓などの共有

他地域の地方自治体がこれらの活動を共有するための機会を設け、実践的な技術手法が他地域に理解されるような環境を醸成していく。なお、共有する機会をどのように設けるかについては、C/Pと議論のうえ決定する。

7. 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、インドネシア側関係機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

報告書名	提出時期	部数
業務計画書	契約締結後10日以内	和文2部
ワークプラン	2019年9月	英文3部
Monitoring Sheet Ver. 1	2019年9月	英文3部
Monitoring Sheet Ver. 2	2020年3月	英文3部
Monitoring Sheet Ver. 3	2020年9月	英文3部
Monitoring Sheet Ver. 4	2021年3月	英文3部
Monitoring Sheet Ver. 5	2021年9月	英文3部
Monitoring Sheet Ver. 6	2022年3月	英文3部
プロジェクト事業完了報告書	2022年8月15日	英文17部、製本 和文要約7部、製本 英文CD-R 5枚 和文CD-R 5枚

注1. 「業務計画書」は、共通仕様書第6条に規定する業務計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2. 「Monitoring Sheet Ver. 1」は、現地での業務を開始する前にドラフトを作成しJICA

と共有する。現地業務開始後にC/P機関との協議や現地の状況の把握等を経て必要に応じて加筆・修正し、最終的にC/P機関の合意を得たものを提出することとする。

注3. 「Monitoring Sheet」について、C/P機関と共有するのは適切でないが日本側で共有すべきプロジェクト実施上の課題、工夫、教訓等がある場合には、JICA提出時に添付する（和文、体裁等は問わない）。

注4. 報告書の印刷（簡易製本を含む）、電子化（CD-R）にあたっては、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照する。

注5. 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

（2）その他の報告書類

1）業務実施報告書

事業完了報告書（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

記載事項：①事業完了報告書の概要

②活動内容（調査）

調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

③活動内容（技術移転）

現地におけるセミナー・研修、本邦研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述

④業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）

⑤案件実施スケジュール

⑥提案した業務実施計画の具体化に向けての提案

添付資料：①業務フローチャート

②業務人月表

③研修員受入れ実績

④資機材実績（引渡リスト含む）

⑤合同調整委員会議事録等

⑥その他調査活動実績

提出時期：業務終了時

部 数：和文3部（簡易製本）

2）技術協力作成資料

コンサルタントは、以下の資料を作成し、提出すること。なお、提出に当たっては、完成後に直近で提出するMonitoring Sheet又は事業完了報告書に添付して提出すること。

- ア) 地方道路行政にかかる標準業務手順書 (SOP) : 活動 1-7
- イ) PMS マニュアル (管理者編・利用者編) : 活動 2-4
- ウ) 舗装維持管理計画 : 活動 2-8
- エ) アスファルト舗装道路維持管理マニュアル : 活動 3-5

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ WBS (Work Breakdown Structure : 詳細活動計画)
- エ 業務フローチャート

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程

本業務については、2019年8月下旬に業務を開始し、2022年9月のプロジェクト終了を予定している。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途

（全体） 70 M/M（モニタリング・評価団員も含む）

（2）業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を想定するが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ア) 業務主任者/道路維持管理（2号）
- イ) 道路データベース（3号）
- ウ) 道路維持管理計画
- エ) 道路設計
- オ) 道路点検
- カ) 施工監理（舗装補修工事等）
- キ) 道路（舗装）マネジメント・システム
- ク) プロジェクト・モニタリング・評価
- ケ) 研修計画/業務調整

3. 相手国の便宜供与

- （1）カウンターパートの配置
- （2）プロジェクト実施に必要な専門家執務室および施設設備の提供
- （3）電気、水道及び通信
- （4）C/Pの国内旅費および日当・宿泊費

4. 配布資料および閲覧資料

【配布資料】

- ・ 詳細計画策定調査報告書

- ・ R/D
- ・ モニタリングに係る各種資料

5. 業務用機材

【第3 特記仕様書案】5. 実施方針及び留意事項（6）機材の調達含め、その他に業務遂行上必要な機材が有れば、プロポーザルの中で提案すること。

6. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

- ・ 道路データベース構築のためのシステム開発

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017年4月）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

7. その他留意事項

（1）業務用機材

1）業務用機材の調達

本邦から携行する受注者所有の機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

2）業務用機材の輸出管理

業務用資機材について、受注者が輸出貿易管理令及び輸出に関するその他の法令により輸出申告書類として必要な許可書及び証明書の取得を要するか否かを確認し、発注者に対して所定の様式により報告するものとする。

また、同資機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

（2）安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAインドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊

密に連絡を取る様に留意する。現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

(3) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することを可能とする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(4) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に本プロジェクトを行うこと。なお、疑義が生じた場合は不正腐敗情報相談窓口または発注者担当者に速やかに相談するものとする。

(5) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、費用の一部について消費税を不課税とすることを想定している。

以上